

福岡臨床研究奨励賞実施要綱

(平成 22 年 4 月 12 日理事会一部改正)

(平成 25 年 12 月 16 日理事会一部改正)

(平成 27 年 1 月 19 日理事会一部改正)

(令和 6 年 10 月 1 日変更)

(令和 8 年 3 月 16 日理事会一部改正)

(趣 旨)

- 第1条 故福岡隆子氏・洋平氏のご遺族により、東京科学大学病院（旧 東京医科歯科大学病院、以下「本院」という。）の医員、研修医、看護師、並びに医療チームの研鑽に寄与するため、金200万円が贈られた。臨床活動の向上に関する支援が目的であり、本院が選出する福岡臨床研究奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という）で審議し、一般社団法人 東京科学大学医科同窓会（以下「本同窓会」という。）において運用する。
- 第2条 受賞者の選考、並びに資金運用に関する必要事項は、選考委員会で審議し、本同窓会理事会に報告の上決定する。

(選考委員会)

- 第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。
- 大学病院長
 - 医学部内科系教授 1名
 - 医学部外科系教授 1名
 - 病院長の指名した者（基礎または臨床） 1名
 - 看護部長 1名
- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第5条 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留任期とする。
- 第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。
- 第7条 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長となる。
- 第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開く事ができない。
- 第9条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。

(選考の基準および方法)

- 第10条 福岡臨床研究奨励賞受賞の申請は、次に掲げる様式に則り、毎年8月31日までに行う。
1. 医員・研修医
過去2年以内に発表した、症例報告、症例研究についての論文、もしくは学会発表要旨を、別紙申請書に添えて、同窓会事務室に提出する。
 2. 看護師・医療チーム

過去2年以内において、医療チームとして患者サービスおよび業務等の改善を行った成績を所定の用紙に記入し、別紙申請書とともに同窓会事務室へ提出する。

第11条 申請資格者は、本院に勤務する医員・研修医（原則として35歳以下）、並びに看護師・医療チームとする。

第12条 論文発表当時に本院に勤務していたものも含める。

第13条 毎年原則として、医員・研修医2名、看護師・医療チーム1チームを授賞の対象とする。

第14条 提出書類を選考委員会で協議し、選考を行う。

（授 賞）

第15条 授賞は次の通りとする。

1. 医員・研修医

福岡臨床研究奨励賞（賞状）、副賞20万円

2. 看護師・医療チーム

福岡臨床研究奨励賞（賞状）、副賞30万円

第16条 授賞は、ご遺族列席のもと授賞式を開催して行なう。

第17条 受賞者は、授賞式で研究成果もしくは活動状況等を発表する。

第18条 選考過程、授賞の経緯等については、毎年、ご遺族に報告する。

（附 則）

1. この申し合わせは平成10年4月1日より実施し、運営資金がなくなった時点をもって終了する。
2. 平成11年8月25日、福岡米三氏より50万円追贈された。
3. ご遺族の意向により、平成11年9月27日より福岡隆子賞より福岡賞へ名称変更をした。
4. 平成21年2月24日に100万円、25日に100万円合計200万円が福岡米三氏より追贈された。
5. 平成22年4月12日理事会にて福岡賞より、福岡臨床研究奨励賞へ名称変更が承認された。
6. ご遺族の意向により、(趣旨)第1条 洋平氏の名が追加され平成25年12月16日理事会にて承認された。
7. 平成27年1月19日理事会にてコメディカルチームより、医療チームへの変更が承認された。
8. 平成30年12月 7日に60万円が福岡米三氏より追贈された。
9. 令和 2年 3月 7日に60万円が福岡米三氏より追贈された。
10. 令和 4年 1月19日に60万円が福岡米三氏より追贈された。
11. 令和 6年 1月18日に60万円が福岡米三氏より追贈された。
12. 令和 8年 2月 3日に100万円が福岡米三氏より追贈された。